

プラトン『法律（ノモイ）』への覚書

森 村 進

- 一 第五卷 七二八 b c
- 二 第九卷 八五五 a - c
- 三 第九卷 八五九 c - 八六四 c
- 四 第十一卷 九三二 e - 九三三 e

プラトンの遺作であり最長の著書でもある『法律（*Nomoi*）』は、古代法思想史にひとときわ高くそびえ立つ暗鬱な金字塔である。それは主として法典案の形をとったプラトンの社会思想の最終的な具体像であるとともに、当時のギリシアの法の状態を詳細に写してもいる。量の点では疑いもなく、また質の点でもおそらくは、単一の著作で古代ギリシア法思想史上これほどの大著はない。しかしその重要性にもかかわらず、『法律』は他のプラトンの著作に比べて十分な研究がなされてこなかったし、そもそも専門家以外で通読した人さえ多くはないように思われる。その理由

を推測することは難しくない。この著作は、ほぼ完成しているとはいえ未完のままに残され、部分的に構成が無秩序である。文体は時として晦渋であり、時として冗長であり、時としてその両方である。内容は国制と市民生活の細部まで、あまりに微に入り細を穿っている。そしてその思想はベシミスティックで現実主義的であるとともに反自由主義的・権威主義的であり、今日の多くの読者にとって魅力が乏しい。本書についての研究が、第十卷の無神論の論駁（神義論）をはじめとして、かなり抽象的な哲学的議論に集中しがちであるのもっともである。私はそのような研究の意義を高く評価する者だが（特に『法律』研究の絶対数が少ないだけに）、そのためにも、もっと細部にかかわる研究が必要ではないかと思う。実際この大作の中には、何となく見過ごされ、あるいは問題点が未解決のまま残されている個所が多い。本稿はそのような個所から四つを選び、そこにいくばくかの光を当てようとするものである。

なお私はその一部について森村〔一九八四〕〔一九八五〕（文献については末尾を見よ）とその単行本化である森村〔一九八八〕の中で説明を加えたことがあるが（一については森村〔一九八四〕一一五―一六頁、森村〔一九八八〕二〇一―二頁。三については森村〔一九八四〕九二―七、一二二―四頁、森村〔一九八八〕一八一―六、二〇七―九頁。四については森村〔一九八五〕一四八―九頁、森村〔一九八八〕二一〇―二頁）、本稿の注釈は一層詳細なものである。プラトンのテキストは Burnet の Oxford Classical Text を用い、それと異なる読みを取った時にはそのむねを述べた。翻訳は私のものだが、邦訳を中心として近代語訳を参考にした。

## 一 第五卷 七二八 b c

第五卷の冒頭で、アテナイからの客人は魂を神々に次ぐ第二のものとして尊敬するように説く。彼によると、その

ためには立法者の指導に従わねばならないのだが、そうしない人々は自分の魂を損なっていることを自覚していない（726-728 b）。彼は続けて言う。

① なぜなら、悪行の最大の罰（dike）と言われているものをほとんど誰も考えないからである。この最大の罰とは、悪しくある人々に似て、彼らに似るためによい人々を避けてよい話から縁を切り、悪い人々を追って彼らとつきあうことである。（728 b 2-7）

② そのような人々と交わる者にとっては、そのような人々が互いにしたり言ったりするようなことを自分でもしたりされたりすることが必然である。（b 7-c 2）

③ とここでこのような目に合うこと（touto...to pathos）は罰（dike）ではなくて——なぜなら正しいことと罰は立派なのだから——、不正の結果である苦しみ（pathos）たる報（timoria）であり、(γ) それを受ける者も (イ) 受けない者もはじめ（athios）である。(甲) 一方は癒されないし、(乙) 他方は他の多数の者が救われるように滅ぼされるのだから。（c 2-5）

この文章は難解な文章の多い『法律』の中でも特に解釈者たちを悩ませてきたものひである（England [1921], ad loc.; des Places [1951], 2<sup>e</sup> partie, p. 80 n. 2; Knoch [1960], p. 31; Görgermanns [1960], p. 215 n. 2; Saunders [1963], pp. 194-6 (=ibid. [1972], pp. 18-21. また簡潔ながら ibid. [1970], p. 191 n. 2; 森＝池田＝加来 [一九八〇] 二九九頁注(1); Stalley [1983], p. 141 をそれと同意); Müller [1968], p. 69 n. 3; Mackenzie [1981], pp. 196 f., esp. n. 62)。問題は第一に (α) どうして「それを受ける」(c 4) とは「苦しみ」か「報」か、第二

二に、(ア)と(イ)はそれぞれ(甲)と(乙)のどちらの者に対応するのか、ということである。私自身この文章を十分満足できるように解釈することはできないが、次のように解するのが一番不満が少ないように思う。

第一の問題について——。通常「それ」は「報い」と解されているが、Saunders [1963]は「苦しみ」と解し、具体的には、死刑よりも軽い刑罰であって(プラトンの刑罰とは違って)単なる苦痛にとどまり犯罪者の改善に役立つものという意味すると考えている。また Mackenzie [1981], p. 196 n. 62 は「それ」は「報い」を指すと考えているが、具体的には何らかの司法的作用、特に(乙)の人が最終的に受ける死刑だとする。だが私はいずれの解釈にも賛成できない。①でいう「最大の罰と言われているものはよき人々と離れて悪人に溶け込むことだが、そのような交際から生ずる苦しみが「報い」なのだから、それはプラトンの提唱するような教育的刑罰でないだけでなく、そもそも司法的刑罰でもなくて、自然の帰結である。そしてこう考えれば、(乙)の「それ」は「苦しみ」でも「報い」でも交わりがない。

第二の問題について——。(甲)の「癒されない者」は、(ア)報いを受ける者でも(イ)受けられない者でも成立する。なぜなら「報い」は本人を改善しないのだから。だが(乙)の「他の多数の者が救われるように減ばされる者」は難解である。もし(ア)の人だとすると、その「報い」は、Mackenzie 説のように死刑のことだと解するのが自然である。だがそれに対しては前の段落で述べた反論ができる。さらに言えば、その死刑は他人のためになる以上、立派なことであり、プラトンの刑罰論でも正当化されるような「罰」(dikē)でこそあれ、「報い」とは違いそうにも思われる。しかしもし(乙)が(イ)の人だとすると、悪人につきあわない(従って(ア)よりも不正の程度が小さくてすみそうな)者だけがなぜ「減ばされる」と言われるのか、説明しにくい。その困難は、(イ)の人が「受けられない」と言われるものを(死刑であれもつと軽い刑罰であれ)教育効果のない非プラトンの刑罰と解しても交わるまい。

しかし私は(7)⊖、(4)⊖(1)⊖という交差(chiasmus)的解釈の方がまだ難点が少ないと思う(後の烏が先になる交差的な文章の構成自体は、England [1921] 卷末索引の“chiasmus”の項が示すように、『法律』の中に数多く見られるから不自然でない)。(7)の受ける「報い」を悪人と交際の苦しみと解する立場では、彼が「他の大多数の者が救われるように滅ぼされる」とは、死亡ではなくて、どうしようもないみじめな生を送り、世人の反面教師となることだとも解釈できる(England [1921], vol. I, pp. 477f. の紹介する H. Jackson の説)。あるいはやはり「滅ぼされる」は死刑を意味しているとしても、それは世人のためにはなっても教育効果がないので、プラトンの刑罰と違い「立派」でないのかもしれない(des Places, Görgemanns, Müller, Mackenzie の説はこれに近い)。いやそもそも⊖の死刑が「立派」でないとは、アテナイからの客人は言っていない。彼が⊖について強調しているのは、悪人と交際するという「報い」の結果として、一層悪事を働き死刑になるというみじめさであって、その死刑が立派で正しいプラトンの「罰」かそれとも単なる応報的刑罰にすぎないのかは、この文章では問題にされていないのではないか。

以上の解釈が正しければ、問題の文章は次のようにパラフレーズできる。——悪人は同類と交際してますます不正な者になる傾向があり(そしてそれはプラトンの「罰」ではないが、いわゆる「最大の罰」である)、その結果悪事のゆえに死刑になってしまう(7)⊖。一方悪事を働いても同類と交際しない人にしたところで、みじめであることに変わりはない。彼は不正を癒されないのだから(4)⊖(1)⊖。

悪人同士がつきあう生活自体が彼らにとって一番の不幸だという発想は『テアイテトス』176d-177aにも見られた。また『法律』904e-905bでは、生前も死後も自分と似た者の所に行つて自分にふさわしいことをしたりされたりするのが神々の定めた裁き(dike)であると言われる。これはプラトンの後期に特徴的な思想と言えよう。(田中「一九八一」三四頁)

なおアリストテレスは『ニコマコス倫理学』の友愛論の最後で、劣悪な人々は劣悪なものを共有することによって悪くなるがよき人々はその正反対である、と言っている（第九卷第十二章 1172a）。ここにはプラトンの影響があるのかもしれない。

## 二 第九卷 八五五a—c

アテナイからの客人は第九卷の刑法典の最初に、神殿荒しの罪を取りあげる。彼は 854d855a でそれに対する刑罰として、奴隸か外国人に対しては烙印と鞭打ちと国外追放を規定し、市民に対しては、もはや治癒できない者として死刑を規定する。そしてその少しあとの 855c856a で、死刑に関する事件を裁く裁判所の構成と訴訟手続きについて述べられる。これらの部分には含まれた 855a5-c6 は、個々の文章自体は『法律』の中では特に難解ではないが、全体として明快な説明を受けてきているとは言えない。翻訳者や解釈者の中には、はっきりとは書いていないが内容目次や 855c6 の訳から見ると、この部分を神殿荒しの刑罰の規定の続きと考えている人々がいるようである。しかし私はこの部分は神殿荒しに対する規定によって導き出されてはいるものの、この対話篇の刑法典全体に通じる規定であると考ええる。この解釈を説明するため、問題の箇所を訳出して便宜上次の四つの部分に分けてみる。

- ① a5-7 財産の没収の禁止
- ② a7-b5 罰金の限度
- ③ b5-c2 罰金を払えない場合の監禁
- ④ c2-6 刑罰のカタログ

① そのような者の誰一人として、その財産が国家のものとして没収されるのはふさわしくないだろう——ここでは分配地は常に同じで同じ数にとどまっていなければならないのだから。

② しかし罰金の支払いは、誰かが罰金刑に値する不正を働いたならば、支払うべきである——もし分配地に設備がほどこされてもその上に余りがあるならば、その範囲まで支払わせることができるが、それ以上はだめである。そういうことについての詳細は護法官たちが記録によってよく調べ、正確なことをそのたびに裁判官たちに知らせねばならない。それは分配地のどれ一つとして、いかなる時も、財産の欠如のために遊んでしまうことがないようである。

③ しかしもし誰かがもっと多額の罰金に値すると思われるならば、友人の誰かが彼の保証人になり一緒に罰金を払って、自由にしてやろうとするのでなければ、彼は長い間公然と投獄され、ある種の侮辱をもって懲らしめられねばならない。だが何びとといえども、いかなる犯罪によっても、決して完全に市民権を失うことはない——国境の外に追放された者でさえそうである。

④ それで、死刑、投獄、鞭打ち、みっともない姿勢で立たされたり座らされたりすること、国土の端にある神殿でさらし者になること、あるいは罰金刑——前に言ったようにそれがこの際の刑罰として科されるべきならば——があることになる。

①は直接には、直前に述べた神殿荒しをして死刑になった市民について言っている。しかし、分配地を変えないためには財産の没収があつてはならないということは、市民全体についてあてはまる。そこで②では、罰金刑が分配地

を脅かしてはならないむねが説かれる。神殿荒しについて罰金刑はない（しかしそれ以前に言及されたいくつかの犯罪についてはあった）のだから、②は財産刑の一般論と解される。

③の前半はその続きで、分配地を超過する財産だけでは罰金を完納できない場合の規定である。ここで言及される投獄は、857abで再び取り上げられている。そして三種類の監獄に触れている 908a からすると、その場所はアラ（広場）の近くにある一般の監獄らしき (Knoch [1960], pp. 143f.)。③の後半は“atmon”という単語ではじまるが、これには「不名誉な」という意味も「市民権を失った」という意味もある。ここでは後者の意味で用いられているが、直前に触れた投獄の不名誉さに掛けてもいるようである（罰金を完納できない者は不名誉な目にあうが、完全に名誉（市民権）を失うわけではない）。そしてこの部分は①のテーマに再び触れている。分配地が没収されない以上、誰も「完全に市民権を失う」ことはない。追放された者さえもそうだというのは、その家族が代わって分配地を所有できるからである。

最後に④について。——私は England [1921], vol. II, p. 383 に従って、この文章の最後の “tēn dīkēn tautēn gīgneshō” は “tēn dīkēn tautēn”（この際の刑罰）の後で、たんに切って上記のように訳し、「この際の刑罰」とは、②で述べた罰金刑がふさわしい犯罪のことだと理解する。だがこれらの単語を “gīgneshō” に結びつけて、その前に読点を置いて読む解釈もある（森田池田⇨加来〔一九七六〕や山本〔一九七五〕の訳文はそのようである）。するとこの文章は、「それで、この際の刑罰としては、死刑……あるいは罰金刑——前に言ったようにその支払いをすべきならば——があることになる」というふうに訳せるが、それでは「この際」とは一体どの際なのかわからない。一番自然なのは神殿荒しの犯罪だが、その刑罰は死刑や鞭打ちではあっても、投獄や罰金ではない。④は神殿荒しといった特定の犯罪を念頭に置いているのではなく、一般的に刑罰のカタログをあげているのである。アテナ

イからの客人がそうする理由は、彼が 854d 以下の短い部分の中で色々な刑罰に言及した、そのまよめの意味だろう。なおここで列挙される刑罰のうち、死刑や投獄や鞭打ちや罰金刑は『法律』の他の個所にも見られるし、「みっともない姿勢で立ったり座らせられたり」は直前の③の「侮辱」がそれにあてはまりそうだが、神殿でのさらし者についてはここ以外には触れられていない（末尾補注も見よ）。

以上見たように、855a-c でアテナイからの客人は、読者がついて行けないほどの早さで文章ごとに話題を変えていく。『法律』の議論は、体系的でなく連想だけによって進んでいくことがよくあるが（Müller [1968], pp. 156-8）、この部分もその一例である。そこで前後の文章をつなぎあわせているものは、分配地の維持（①と②と③後半）や罰金刑（②と③前半と④）への言及である。ただし全体としてこの部分は『法律』の刑法典の刑罰についての総則（極めて断片的だが）として解釈できる。それは日本の刑法でいえば、ちょうど第一編第二章「刑」に対応する規定なのである。（Wolf [1970], p. 261 n. 12 は「純粹の応報刑はここには欠けている」とするが、この文章だけではそう言い切れない。なお『法律』の刑法典における刑罰の種類については、Knoch [1960], pp. 129-166 が詳しく。）

### 三 第九卷 八五九c—八六四c

刑法典が大部分を占める第九卷の途中で、アテナイからの客人は犯罪と刑罰の性質について独自の見解を述べる。この部分は、『法律』の刑罰論の中核をなす重要な部分だが、しばしば曖昧であるとともに回りくどくもある個所である。私はこの部分を Saunders [1968] にならって以下のように区分して（ただし小異あり）、注釈を加える（この部分の解釈としては、Saunders のほかに England [1921] ad loc.; Görgeanns [1960], pp. 134-42, 161-5;

Adkins [1960], ch. XIV. E; Müller [1968], pp. 56-9; 森〔一九八〇〕; Mackenzie [1981], App. II; Stalley [1983], ch. 14 secs. 1-3; 佐々木〔一九八三〕四〇六一九頁が参考になった。

第一部 859 c 6-860 c 3. 刑罰の「正しさ」と「立派さ」

第二部 860 c 4-861 d 9. 「不正(犯罪)はすべて不随意的である」

第三部 861 e 1-863 a 2. 損害と不正の区別。刑罰の目的

第四部 863 a 3-864 c 8. 不正と正の性質

(ア) 863 a 3-d 5. 犯罪の三つの原因

(イ) 863 d 5-e 4. 犯罪の知的原因と感情的原因

(ウ) 863 e 5-864 a 8. 不正と正の定義

(エ) 864 a 8-c 8. 犯罪の分類

第一部 アテナイからの客人は、刑罰を科することが正しくて立派ならば、それと対応する、刑罰を受けることもまた正しくて立派なはずなのに、大衆はそれは正しいが見苦しいことだと考えており、「正しさ」と「立派さ」とを分離する首尾一貫しない見解を持っている、と不満を述べる。大衆のこの見解への正面切った反論は、前期対話篇『ゴルギアス』476 b-d がすでに行っている(森村〔一九八四〕一〇二―一九頁、森村〔一九八八〕一八八―一九四頁を参照)せい、ここではなされない。

ところでアテナイからの客人は、神殿荒らしなどの犯罪の刑罰を制定する途中で中断した(857 b)のは、「①一つにはそれらの苦痛が数量ともに限りがなく、②また一つにはそれらがあらゆる苦痛の中で最も正しいが、また最も見

苦しいものであることがわかった」(860b3-5) からだとやっている。ここで言う「それらの苦痛」とは、第九巻の前の部分であげられた刑罰を指すと解する人もいるが、「刑罰という苦痛」という意味だろう。さて、言及された中斷の①の理由は、857dでのクレイニアスの質問（なぜ多種多様な窃盜に対して、すべて倍額の罰金という同一の刑罰を科するのか？）に言及しているのだろうが、②がどこに対応しているのかは明らかでない。England [1921], Vol. II, p. 392 は、855bc や 856c に見られる、受刑者に恥をかかせるような刑罰をあげているが、むしろ第六巻 754e で、財産申告を偽った者へのディケー（裁判・刑罰・正義）は立派でも名誉でもなく恥すべきものだと言われる箇所の方が内容的には近い。しかしこちらは第九巻と離れすぎていることは否定できない。

第二部 次いでアテナイからの客人は、「あらゆる悪人はあらゆる点につき、不随意的に (akrotēs) 悪人である」(860d) という、プラトンの初期の著作から繰り返し主張されてきたソクラテスの逆説をここでも提唱し、反論に対してこの説をいかにして一貫できるかと自問する (860c)。この部分と前の第一部との接続はきこえないが、刑罰についての「立派だ (kalon) / 見苦しい (aischron)」という形容詞におけるのと同様な用語上の混乱が犯罪についての「随意的 (tekōn) / 不随意的 (akōn)」にも存在する——というように、内容の関連と論法のアナロジーによって文章がつながっているのである (cf. Saunders [1968], pp. 422 f.; 森 [一九八〇] 五頁)。

アテナイからの客人はソクラテスの逆説を次のように敷衍する。

不正な (aitikos) 者は確かに悪い (kakos) 者だが、悪い者は不随意的にそうなのです。しかし随意的なことが不随意的になされるということは全く理屈に合いません。だから不正を不随意的なものとするあの者には、不正を行う者は不随意的に不正を行っていると見えるでしょうし、そしてまた今も私はそれに同意しなければなりません。

つまり私は不正なことをする者はみな不随意的であるということに同意します。——もし誰かが議論に勝ちたいか名誉がほしい一心で、『不随意的に不正である者もいるが、しかし随意的に不正を行う者も多い』と言っても、私の説は前のものであって、後者ではありません(860 d 5-e 3)。

この部分の中に「不正な者は悪い者である。悪い者は不随的にそうである。従って不正な者は不随的にそうである」という推論を見いだそうとする解釈者もいるが(Görgemanns [1960], pp. 162 f. また式部〔一九七五〕三二六頁注(30)も参照)、その必要はあるまい(Müller [1968], p. 56 n. 3; Saunders [1968], p. 422 n. 2)°。アテナイからの客人は不正な者と悪い者を事実上同一視しているからである。そうすると、この文章はソクラテスの逆説を複数のわかりにくい形で述べているにすぎないことになる。だが彼はなぜ不正の不随意性をしつこく繰り返し、架空の論敵をけんか腰で非難したりするのだろうか? その理由の一つとしては、この部分を書いている時、プラトンは特定の論者を念頭に置いていたのかもしれないと想像できる。「議論に勝ちたいか名誉がほしい一心で」という生々しい嫌味は、著者の内心を照らし出しているように思われる。England [1921] vol. II, p. 303 は、その論敵がアリストテレスだとする Teichmüller の説を紹介している。確かにアリストテレスは『ニコマコス倫理学』第七巻前半の無抑制(*akrasia*)論でソクラテスの逆説に反対しているが、私はそこまでは確信が持てない。

この部分のくどさの別の原因は、プラトンが自分の用語法の難点を意識していたことであろう。『ゴルギアス』以来プラトンはソクラテスの逆説を弁護して、不正な者であるということとは、それが自分の望まない不幸に導くという意味で不随意的だと言ってきたし、『法律』でも第五巻の 731c と 734ab で既に説いていた。だがこれまでと違って『法律』第九巻でこの用語法が特に問題となるのは、アテナイからの客人が刑法典を提案しようとするからである

(Mackenzie [1981], pp. 200 f.; Stalley [1983], p. 156)°

そのことは続く本文から明らかになってくる。当時のギリシアの刑法は多くの犯罪について故意の（随意的な）ものと故意によらない（不随意的な）ものとを区別していた。アテナイからの客人も実質的にはこの二分法に異議を唱えるわけではない。彼が言いたいのは、この区別についての一般の観念は間違っているということである（800<sup>a</sup>-801<sup>c</sup>）。彼は「あらゆる犯罪（＝不正行為。adikemata）は不随意的である」（801<sup>c</sup>8）のを否定することは、法にも反すれば不敬でもあると言って、またもや論証なしにソクラテスの逆説を確認してから、どのようにして犯罪を二分すべきかを語ろうとする。

第三部 アテナイからの客人が反対するのは、他者への損害（blabe）と不正（adikia）とを同一視して、それらをすべて随意的なものとな随意的なものに分ける二分法である。彼はこれに対して他者への加害を、損害と不正というカテゴリーの異なった二つの要素に分ける。

—— 損害はすべてが不正なものではない。誰かが不随意的に人を害したとしたら、その害の大きさにかかわらず、それは故意によらない不正とか犯罪とか言うべきでない。そもそも不正でも犯罪でもないのだから（後述第四部（抄）を参照）。大切なのは行為者が「正しい性格（ethos）とやり方によって」（802<sup>b</sup>3）行動したかどうかである。そして損害の方は、どういふふうに生じたのであれ、復旧されねばならない（861<sup>e</sup>1-862<sup>c</sup>4, d4）。

以上の部分からは、随意的な損害は不正を伴う——その不正はプラトンの意味では不随意的でしかありえないが——と見なされているらしいことも推測できる。

損害への対応の次は、不正への対応が語られる。——不正は「魂の病」（862<sup>c</sup>8）である。矯正することができる犯罪者は、法律は言葉によってでも行動によってでも、どんな手段によってでも治療しなければならない（863<sup>d</sup>1-

e1)。だが矯正できない者は死刑にすべきである。なぜなら、①生き続けることが自分にとって善でない当の本人にとっては死んだ方がましだし、②他の潜在的犯罪者へのみせしめになるし、③国から犯罪者を排除することになるからである (862 e1-863a2)。

この部分は矯正を重視するプラトンの刑罰論を他のどの個所よりも明瞭に示している (England [1921] on 862 e3)。ただしここでアテナイからの客人は犯罪者の矯正の手段として「快楽」や「名譽」や「褒賞」もあげているが (862 d5, 6)、彼がこの対話篇の中で提案する刑法典は、犯罪者に苦痛や不名譽を与え罰金を科することはあっても、その逆の規定はないことも指摘しておこう。そのために『法律』の刑法典は、このプログラムから想像されるほどには教育的でないのである (Saunders [1968], pp. 235 f.; Stalley [1983], pp. 142 f.)。

第四部(f) クレイニアスはアテナイからの客人の言うことに賛意を表すが、「不正と損害との相違と、随意的と不随意的との相違とが、そのようなことの中でどのように交錯しているのか」(863 a5の)をもっと明瞭に語るように頼む。

この引用部分の「相違 (diaphora)」を「不正と損害」だけにかけて「随意的と不随意的」にはかけず、「交錯」するものを「随意的と不随意的」と解する人も多い。その解釈によると、ここは「①不正と損害の相違と、②そのようなことの中の随意的と不随意的の交錯のしかた」と訳すことができる。この解釈をとる Saunders [1975], p. 425 は、①が後述の(f)に、②が(i)に対応していると言う。しかし私は England [1921] の 863 a5 f. への注釈に従い、二つの「相違」が交錯するという解釈をとって前の段落のように訳した。というのは、ここではまだクレイニアスは「あらゆる不正は不随意的だ」という逆説的主張をよく理解していないし(それだからこの直後でアテナイからの客人は詳しく説明する)、またアテナイからの客人の説によっても損害は随意的でも不随意的でもありうるからである。

クレイニアスの要求に応じて、アテナイからの客人は、犯罪の原因となる魂の三つの「状態あるいは部分」（863 b 2-3）として、Ⅰ「激情（怒り）」（*thúmos*）（b 3-4）とⅡ「快楽」（*hedoné*）（b 6-9）とⅢ「無知」（*agnotia*）（c 1-d 4）をあげる。

Ⅰの激情は、「非理性的暴力によって（*alogistoi bíai*）多くの者を覆す」（b 4）。Ⅱの快楽はそれとは反対に「暴力的な欺瞞を伴う説得によって（*peithoi meta apatés diaion*）」（b 8）人を誤らせる。この引用部分について、激情とは反対の快楽が「暴力的」であるとは奇妙だとして、「*biaion*」を「*ou bíai*」（「暴力によらずに」）に改めたり（England [1921] ad loc.）、単純に削除したりする解釈者もいる。『法律』がいくつかの個所で説得と暴力あるいは強制とを対立させていることは事実である（711 c, 719 e-722 c, 885 de, 890 cd）。しかし私は「*biaion*」をそのまま読みたい。なぜなら、ⅠとⅡが反対なのは、前者が全然理性とは無縁なのに対し後者は一見理性的だからであって、欺瞞も抵抗したいという意味で暴力的である、という解釈ができるからである（Saunders [1968], pp. 425 f.; Müller [1968], p. 57 n. 3; 森〔一九八〇〕九頁注（30））。「説得」（*peitho*）の中に暴力を見いだす発想は古代ギリシアには時々見られる。たとえばアイスキュロス『アガメムノン』385-6 やユルギアスの『ヘレネ』第十二節がそうである（Guthrie [1969], p. 50 with n. 2; Gagarin [1976], p. 85; Winnington-Ingram [1983], pp. 200）。これらの章句は意識して逆説的な表現を用いたのだろうか、そのことはここで問題になっている『法律』863 b 8 についても言える（Saunders [1968], p. 426 n. 6）。

Ⅲの無知は、(i)単純な無知と、(ii)自分の知らないことを知っているかのように思い込む二重の無知とに二分される。後者のような無知についてプラトンはすでに『ソフィスト』229 c、『レポス』48 a-c、『法律』732 ab でも言及していたが、この個所ではそれはさらに、(ii $\alpha$ )強い力を伴うものと(ii $\beta$ )弱い力しかもたないものとに分けられる。

犯罪の原因のこの三分は、あまり明確ではないが、中期プラトンの『国家』第四巻における魂の三分と対応しているように思われる。すなわち(I)激情は魂の気概的部分(側面)に、(II)快楽は欲望的部分に、それぞれ訴えかけるものであり、(III)無知は理性的部分の欠陥である。

第四部(イ) アテナイからの客人は、人は快楽と激情には勝つとか負けるとか言うが、無知についてはそう言わないと指摘する(863d6-11)。「プロタゴラス」351b-357eのソクラテスは、快苦に負ける無抑制という状態は存在せず、一見そう見える状態は快苦についての無知に過ぎないと説いたが、後期のプラトンはこの主知的主義的人間観から離れた。この部分も、快楽か激情のために自己の善悪の判断と異なったことをしてしまう無抑制の存在を認めている。ところが無抑制ではなくて無知によって行動する場合は、そもそも内面的な葛藤が存在しないから、勝ち負けの用語は不適当なのである(Saunders [1968], pp. 426 f.; Mackenzie [1981], pp. 246 f. もほぼ同旨。異説として Gørgemanns [1960], p. 138 も参照)。アテナイからの客人は続いて言う。

ところでこれら「激情・快楽・無知」はみな、自分の望んだ方向に向かっているとき、しばしば同時に反対の方向に向かわせると、われわれは言います(863e2-3)。

この文章は「あらゆる不正は不随意的だ」という逆説の間接的・非形式的な証明を意図している。これらの状態が、本人の本来に望んでいる目的(『ゴルギアス』406e-408eと、この部分についての森村〔一九八四〕六〇—一頁、森村〔一九八八〕一五五頁を参照)とは逆の方向に人を向かわせる(激情や快楽によるときは、本人はそのことに気付いているが抵抗できず、無知によるときはそもそも気付いていない)とき、そこから生じた不正は、本人が十分理性

的だったら犯さなかつたはずだという意味ですべて不随意的とされるのである。プラトンは「(不)随意的」ということばの意味をこのように操作することによって、その逆説を救うことができた (Stalley [1983], ch. 14 sec. 2; 佐々木〔一九八四〕四〇八頁)。なお Saunders [1968], p. 427 と森〔一九八〇〕九頁は、不正とは理性的な欲求が非理性的な欲求の強制的な力に負けた状態だから不随意的と言われる、と考えているようである。だがそのようにして欲求の強さに理由を求めることは、激情や快楽による無抑制の場合にはうまく行っても、無知ゆえの不正については説得力がないだろう。

第四部(イ) ここまでを前置きにして、アテナイからの客人は「不正」(adikia)をはっきりと定義する。

魂における激情、恐怖、快楽、苦痛、嫉妬、欲望の僭主制を——それが損害を与えようが与えまいが——総じて私  
は不正と呼びます (803e6-804a1)。

不正が損害からいかにして区別されるかは、これで明らかになった。だがここでは犯罪の三つの原因のうち、(III)の「無知」だけが言及されていない。それは直後の、不正でない状態についての文の中で、いわば裏から間接的に触れられる。

最もよきものについての信念が「……」魂の中で勝利を占め、その人全体を秩序づけるならば、どうかして何か間違いを犯すことがあっても、そのようにしてなされることのすべてと、そのような支配の下にある各人の状態は正しく、そして人間の生全体を通じて最もよきものだと言わねばなりません (804a1, 3-6)。

その反対に、「最もよきものについての信念」を欠く状態は、犯罪や不正の原因である無知ということになると解しても牽強付会ではあるまい。アテナイからの客人はここで「信念」(doxa)と言って、「知る」とか「知識」に当たる表現を用いないが、おそらくその理由は、ここで立法の対象となっていて一般人には後者まで期待できないし、実際的な目的のためには彼らの信念が誤っていなければ十分だと考えたからだろう (632 c 5-6, 688 b 3, 689 a 8, b 2 を参照)。

ところで、「この信念を持った人が「どうかして何か間違いを犯すことがあっても (kan sphalletai ti) (a 4) とはどういう意味だろうか? 正しい信念を持っている人が過ちを犯しうるのは奇妙だと感じて、「たとえ何かの損害が生じることがあっても」と解する人もいる (たとえば England [1921] ad loc.)。そうすれば、直前の「それが損害を与えまうが与えまいが」(883 e 8) や直後の「そのような損害」(864 a 7-8) と平行して理解できるが、「sphalletai」にこの意味を与えるのは無理なようである。このことばは、『ソフィスト』229 c でも「無知」との関係で用いられていた。

次に、「最もよきものについての信念において間違っているとしても」という意味に理解する人もいる (Adkins [1965], p. 308)。自己の信念に従っていれば、たとえそれが間違ったものであっても、行為者は正しいというのである。だがアテナイからの客人によれば、無知も立派に犯罪の原因の一つだった。実際『法律』第十巻で罰される不信仰な者の中には、性格は悪くないが無知のゆえにそうなっている者もいる。彼らは最低五年間は牢獄に入れられて、矯正されるまで「夜明け前の会議」の会員の説論を受ける (908 e-909 a)。「良心」に従った犯人や確信犯は罰してはならないなどという思想は、プラトンは、いや古代ギリシア人一般の思考とも、異質のものである。

第三の解釈は、「善を実現する手段や方法について間違っても」と理解するものである（たとえば Gørgemanns [1960], pp. 308 f.; Stalley [1983], pp. 208 f.）。これはプラトンの思想と矛盾はしないが、これまでの部分でアテナイからの客人はどこでも手段や方法には言及しておらず、864a1の「最もよきことについての信念」も善に関する抽象的なレベルの信念と解する方が自然だから、やや無理な解釈ではないか。

結局私はこの部分を、「全般的に善について正しい信念を持っているならば、時にささいな点で間違っても」という意味だと理解したい（Saunders [1968], pp. 428-432; 森〔一九八〇〕一〇頁; Mackenzie [1981], pp. 248 f.）。いつも過たない正しい信念を通常の人間に要求するのは無理な相談だから、軽微な過ちまで不正として咎めるべきではないのだろう。アテナイからの客人が引用文で、そのような人が正しいと単純に言い切らず、「正しいと言わねばなりません」と言っているのも、このプラクマティックな考慮の表れかもしれなく（Saunders [1968], p. 432. n. 2）。

第四部(ε) アテナイからの客人は不正の原因を総ざらいする。その一つは激情であり（864b3-4. それはここでは「苦痛」と同一視されているが、その理由については森∥池田∥加来〔一九七六〕五三七頁注（一）を見よ）、第二は快樂である（ρθ）。第三は無知だが、それは諸写本では「最もよきことについての期待や真なる信念の刺激（あるいは「……信念への試み」）」（*elpidōn de kai doxās tēs alethōus peri to ariston ephesis*）（864b6-7）だと言われている。しかしこの表現は、それ自体意味が通じにくい。またかりにそのような「刺激」や「試み」が不正の原因になると解するとしても（たとえば Gørgemanns [1960], p. 140; Müller [1968], pp. 58 f.; Strauss [1975], p. 132; Pangle [1980], p. 533 n. 14）、それが誤ったものであることも言わなければ舌足らずだろう。そのため様々の改訂案が提出されてきている（England [1921], ad loc.; Saunders [1968], pp. 432 f. を見よ）が、私は Grou の提案

に従って、“epheſis”にかえて“aphesis”（欠如）を読み、「最もよきことについての期待や真なる信念の欠如」と訳したい。

さてこの無知はすでに第四部(γ)で三分されていたから、犯罪・不正の原因は全部で五種類あることになる(86+d+8-c)。だがアテナイからの客人はその五分法に加えて、犯罪を①公然たる暴力的なもの②秘密裡に欺いてなされるもの③と二分して、それぞれに法律を定めなければならないと言う(8-c)。すると結局あらゆる犯罪はその原因と実行の仕方によって、五掛ける二で十種類に分けられることになりそうである。

しかしこれらの分類は、アテナイからの客人が提案する刑法典で十分に活用されてはいない。最後にとってつけたように導入された、犯行の態様による二分法は、その痕跡をほとんど見いだすことができない。また長々と説明された、原因による五分法の方も、意外なほど利用されていない。

アテナイからの客人は86+c以後再び刑法典に戻ると、まるで86-cの議論を忘れたかのように、日常的な意味で「随意的／不随意的」という言葉を用いて犯罪を分類する。通常の随意的犯罪（故意犯）は快楽か激情によるものなのだろうが、特にこの両者を区別して別の刑を科することになっているのは、殺人と傷害の場合くらいである(866 d-869 e, 874 e, 878 b-879 a)。ここで彼は随意的犯行と不随意的犯行の中間に、激情による犯行という種類を設けており、これはプラトンの独創である（この部分については Stalley [1983], ch. 14 sec. 4; 佐々木 [一九八四] 四一三—四、四一六頁を参照）。では「無知」による犯罪はどうだろうか？ 故意の欠如という日常的な意味での無知による加害は、損害の賠償こそ必要だが、刑罰を要求する犯罪とは考えられていない（佐々木 [一九八四] 四二五頁注（10）を参照）。もっともアテナイからの客人の言う「最もよいことについての信念」の欠如という意味での無知は、犯罪の成立を妨げないだろう（908 e, 934 a を見よ）。だがそのような無知による犯罪の処罰について明示的

に規定した個所はほとんどない（ただし 908 e-909 a）。まして 863 cd でなされた「無知」の三分は、もはやどこにも現れないのである。

これらの犯罪の分類が刑法典とは関連が薄いことは、それが法律的というよりはむしろ理論的な関心からなされたことを示唆するものである。

#### 四 第十一卷 九三二 e—九三三 e

アテナイからの客人は第十一卷の終わりの方で、「薬物使用 (pharmakeia)」による、殺人に至らない程度の加害について述べる。彼によると薬物使用は二種類に分けられる。第一の種類(ア)は文字通りのもので、「自然な仕方では、物質によって物質〔身体〕を (sonasi sonata) 害する」(933 a1) が、これに対して第二の種類(イ)はオカルト的な呪術であって、それはこの種の加害者だけでなく、被害者にもその実効性を信じさせてしまう (932 e1-933 a5)。

しかし次の部分で、アテナイからの客人は当時アテナイではびっぴっていた (Dodds [1951], pp. 194 f.; Nilsson [1972], pp. 113-5; Lloyd-Jones [1983], p. 222 n. 31, p. 250 を参照) (イ) の呪術の効力について不可知論的な見解を示す。——この種のことについて「本当はどうなっているのかを知るのは容易でないし、また誰かがそれを知っても、他の人々を説得することは難しい」(933 a6 f.)。なぜなら人々はそのような呪術が（効果はともかく）実行されるのを見ており、定見を持っていないのだから——。だがアテナイからの客人のこの態度には「奇妙な判断留保」(Morrow [1961], p. 432 n. 120) があるように思われる。アテナイからの客人はすでに第十卷の弁神論の中で、神々は買収されうるという見解に反論し、特に 909 b では明示的に(イ)のタイプの呪術の実践者を、宗教的不敬罪の犯

罪者の中でも最悪のものとして断罪しており、さらにさかのほれば、プラトンは『国家』364bcでも同様の呪術に言及していたが、これらの個所でのプラトンの態度は、「懐疑的」(Dodd's [1951], ch. 6 n. 97)とどうよりもむしろ明瞭に否定的だからである。彼は呪術が迷信にすぎないと考えていたようだが、それならばなぜ、国民をそのような迷信から救うべきだと言わないのか? (Morrow [1961], pp. 432-4; Gernet [1951], p. CXCIV n. 2) の疑問は、アテナイからの客人が(広義の)薬物使用について次のように要請し勧告する部分を読むと一層強まる。

①そのようなことを誰も企ててはならない。②また多くの人々を、ちょうど脅えている子供と同様に恐れさせてはならない。③また、人々からこのような恐れを追い払うように立法者や裁判官に強いてもならない(933c1-4)。

なおc2で England [1921], vol. II, p. 555 に従って "deimainontas" を "deimatountas" と読み、「脅えている子供と同様に恐れさせてはならない」「子供も同様に、脅えさせて恐れさせてはならない」と解する人もいるが、諸写本の読みをわざわざ捨てねばならない理由はない。多くの人々はすでに呪術に十分脅えているのである。

アテナイからの客人がそのように勧告する理由は、「薬物を使おうとする者は自分のすることを知らない——(ア)医術を知っている者でもなければ身体へのききめを知らないし、また一方(i)予言者か占い師でもなければ魔法について知らない——から」(933c4-7)である。しかし①と②の勧告はわかるが、③の勧告はむしろ逆である方がプラトンにはふさわしそうに思える。一般にプラトンの理想国の立法者や統治者は、国民への説論を遠慮したりはしないのである。私はプラトンが呪術への迷信的恐怖をマグネシアから追放しない原因は、彼が国民の思想善導のために伝統的

な宗教が果たす役割を重視したからだと考える。彼はその刑法典の中に、当時のアテナイにあっては復古的と評することができるような規定を少なからず盛り込んでいた（佐々木「一九八四」四一〇—一頁、森村「一九八五」一四七—一九頁、森村「一九八八」二二九—二三一頁）。彼は為政者でない大多数の国民が生半可に啓蒙されるよりも、合理的信念をある程度保持しているほうが扱いやすいと思っていたのだろう。

アテナイからの客人は最後に薬物使用に関する法律を次のように規定する。——(7)加害を目的に薬物を使用した者は、(i)もしその者が医者ならば死刑に処し、(ii)もし素人ならば裁判所が刑罰を定める。一方(i)呪術によって「害を与えているように思われる者(doxai homoiōs einai blaptontai)」（933e1f）は、(i)もしその者が予言者や占い師ならば死刑に処し、(ii)もし「この種の薬物使用」(e3)（つまり呪術）の素人ならば裁判所が刑罰を定める(933d1e5)。(7)(i)と(i)はそれぞれ専門家として、(7)(ii)と(i)とは違って死刑になるが、それは彼らの方が社会に与える害悪が大きいかからだろう（Knock [1960], p. 103. ただし矯正不可能性の考慮もあるかもしれない）。プラトンが呪術の実効性を信じていなかったことは、右に引用した 933e1f. の表現からも示唆されるが、そのような呪術を行う(i)の犯人が(7)の犯人と全く同様の取り扱いを受けるのはなぜだろうか？ (i)の処罰の理由は、意図された被害者に犯人が実際に害を与えるからではなく、彼らが不正な人間であり、その呪術によって人々を惑わせるからである。迷信犯は不可罰だというのが今日の刑法の常識だが、犯行よりもむしろ行為者の非道徳性と反社会性を示すプラトンの刑法では、迷信犯が罰されることに何の不思議もない。魔法の力への不信を公言するホップズも、魔女たちをその誤った信念と悪しき意図のゆえに罰することは正当だと考えていた——もっとも彼はプラトンとは違って、そのような迷信が根絶された方が、人々は社会的服従に適したものになると考えてはいたが（『リヴァイアサン』第二章末尾）。

参考文献編

- Adkins, A. W. H. [1960], *Merit and Responsibility*, Oxford, Oxford U. P.
- des Places, E. [1951], *Platon: Les Lois I-IV*, Paris, Les Belles Lettres.
- Dies, A. [1956], *Platon: Les Lois VII-XII*, Paris, Les Belles Lettres.
- Dodds, E. R. [1951], *The Greeks and the Irrational*, Berkeley, U. of California P. (岩田靖夫・水野一訳『ギリシャ人と非理性』ちくま書房、一九七二年)
- England, E. B. [1921], *The Laws of Plato*, 2 vols., Manchester, Manchester U. P.
- Gagarin, M. [1976], *Aeschylean Drama*, Berkeley, U. of California P.
- Gernet, L. [1951], "Les Lois et le droit positif", in des Places [1951].
- Görgemanns, H. [1960], *Beiträge Zur Interpretation von Platons Nomoi*, Zetemata 25, München, Beck.
- Guthrie, W. K. C. [1969], *A History of Greek Philosophy, vol. III*, Cambridge, Cambridge U. P.
- Knock, W. [1960], *Die Strafbestimmungen in Platons Nomoi*, Wiesbaden, Otto Harrassowitz.
- Lloyd-Jones, H. [1983], *The Justice of Zeus* 2nd ed., Berkeley, U. of California P. (初版の邦訳・真方徳道・真方陽子訳『ヤヌスの正義』岩波書店、一九八三年)
- Mackenzie, M. M. [1981], *Plato on Punishment*, Berkeley, U. of California P.
- Morrow, G. [1960], *Plato's Cretan City*, Princeton, Princeton U. P.
- Miller, G. [1968], *Studien zu den platonischen Nomoi*, Zweite Auflage, Zetemata 3, München, Beck.
- Niisson, M. P. [1972], *Greek Folk Religion*, Philadelphia, U. of Pennsylvania P. (originally, *Greek Popular Religion* [1940])
- Pangle, T. [1980], *The Laws of Plato*, New York, Basic Books.
- Saunders, T. J. [1963], "Two Points in Plato's Penal Code", *Classical Quarterly* 13, 194-199.

- ibid. [1968], "The Socratic Paradoxes in Plato's Laws", *Hermes* 96, 421-434.
- ibid. [1970], *Plato: The Laws*, Harmondsworth, Penguin.
- ibid. [1972], *Notes on the Laws of Plato*, Bulletin of the Institute of Classical Studies, Supplement 28.
- Stalley, R. F. [1983], *An Introduction to Plato's Laws*, Oxford, Basil Blackwell.
- Strauss, L. [1975], *The Argument and the Action of Plato's Laws*, Chicago, U. of Chicago P.
- Winnington-Ingram, R. P. [1983], *Studies in Aeschylus*, Cambridge, Cambridge U. P.
- Wolf, E. [1970], *Griechisches Rechtsdenken IV*, 2, Frankfurt am Main, Vittorio Klostermann
- 佐々木毅〔一九八四〕『プラトンと政治』東京大学出版会。
- 式部久〔一九七三〕〔一九七五〕『プラトン著作集』、『法律』上（第一一六卷）下（第七一十二卷）勁草書房。
- 田中美知太郎〔一九八一〕『プラトンⅡ哲学(1)』岩波書店。
- 森進一〔一九八〇〕「立法の教育性」『西洋古典学研究』<sup>XXIII</sup>。
- 森進一・池田美恵・加来彰俊〔一九七六〕『プラトン全集』、『法律』岩波書店。
- 森村進〔一九八四〕〔一九八五〕「古代ギリシアの刑罰観(三)(四)」『法学協会雑誌』一〇一卷一二号、一〇二卷一号。
- 森村進〔一九八八〕『ギリシア人の刑罰観』木鐸社。
- 山本光雄〔一九七五〕『プラトン全集』9、10『法律』上（第一一八卷）下（第九一十二卷）角川書店。
- (補注) 85c のさらし者用の神殿が国境に位置することは、追放の観念と結びついているのかもしれない。(参照、ルネ・ジ  
 ラール『暴力と聖なるもの』〔古田幸男訳、法政大学出版局、一九八二年〕四八二頁、Louis Gernet, *The Anthropology of  
 Ancient Greece* (translated by J. Hamilton, S. J. and B. Nagy, Baltimore, The Johns Hopkins U. P., 1981), ch. 9. 後者は  
 85c の注釈を参照)